

## 七尾都市計画道路の変更 (石川県決定)

都市計画道路中 3・2・1 号外環状線を 3・4・18 号外環状線に改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・18	外環状線	七尾市大田町参部	七尾市津向町打越部	万行町 矢田町 古府町 国分町 小島町	約 8,930m	地表式	2 車線	16.5m (12~32m)	幹線街路と平面交差 10 箇所  JR 七尾線と立体交差 2 箇所	
	車線の数の内訳		4 車線			約 1,370m					
			2 車線			約 7,560m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理由

3・2・1 号外環状線は、七尾市街地の外郭を形成し、七尾都市圏の交通の円滑化と広域交流の拡大を図る重要な幹線道路であるとともに、海上輸送の拠点である七尾港へのアクセス機能、津波発生時に通行困難となる国道 160 号等の代替機能など多様な役割を担う道路である。

今回、見直しを行う国道 160 号との接続部から国道 159 号藤野町北交差点までの 4,090m 区間について、近年の能越自動車道 (七尾氷見道路) の開通などにより七尾都市計画道路を取り巻く交通環境が急激に変化しており、実情に応じた将来交通量を精査した結果、当該区間の車線数を 4 車線から 2 車線に、幅員を 32m から 16.5m に、国道 159 号との交差の構造を立体交差から平面交差に、交差の構造の変更範囲を含めた約 4,550m 区間を変更するものである。

また、代表幅員の変更により、名称を 3・2・1 号外環状線から 3・4・18 号外環状線に変更する。